

熊本県公報

第 1 1 3 9 9 号
平成 18 年 4 月 26 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定……………(交通安全青少年課)	1
○平成 18 年度 2 等陸士、2 等海士及び 2 等空士の募集期間等……………(市町村総室)	2
○百貫港公有水面埋立しゅん功認可……………(港湾課)	3
○指定居宅サービス事業所の指定(通所リハビリ)……………(高齢者支援総室)	4
公 告	
○基本測量の終了……………(監理課)	4
○開発行為に関する工事の検査済証交付及び工事完了……………(建築課)	4
○道路の位置指定……………(")	4
○ "……………(")	5
○土地改良区役員の退任及び就任……………(農村計画・技術管理課)	5
○都市計画法第 36 条第 3 項の規定に基づく開発行為工事完了……………(建築課)	5
○「平成 18 年度県庁舎等清掃業務委託」の入札結果……………(管財課)	6
登 載 依 頼	
○技能教育施設の指定……………(高校教育課)	6
○熊本県運転免許センター庁舎清掃業務落札者の決定……………(運転免許課)	6
○平成 18 年度熊本県職員採用試験(大学卒業程度)……………(人事委員会総務課)	7
○平成 18 年度熊本県警察官採用試験(警察官 A)及び警察官採用共同試験(警察官 A)……………(")	13
○熊本県教育委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則……………(教育政策課)	23
○熊本県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程……………(選挙管理委員会)	25
○熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則……………(人事委員会)	25
○熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則(")	25
○熊本県職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係人事委員会規則の整理に関する規則……………(")	25
○熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令……………(")	26
正 誤	
○平成 18 年 4 月 12 日熊本県告示第 436 号(保安林の指定の解除の予定)中……………(森林保全課)	26

告 示

熊本県告示第 478 号

熊本県少年保護育成条例(昭和 46 年熊本県条例第 30 号)第 7 条第 1 項の規定により少年に有害な興行として平成 18 年 4 月 17 日次のように指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 18 年 4 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定 映画	刺青淫婦 つるむ(新日本映像) エプロン寮母 からみつく痴態(新日本映像) セクシー剣法 一本ぶちこむ(新東宝) 恥母のご不浄 それを我慢できない(新日本映像) 女喰い こんなドスケベ見たことない(新東宝) 女美容師縄飼育(日活) 人妻 あふれる密壺(新東宝)	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

紅い淫臭 花蜜のしたたり（オーピー映画） 愛人 悦楽の午後（日活） 美しい新妻 気持ちよくて狂いそう（新東宝） 人妻姦通 お仕置き監禁責め（オーピー映画） 高校教師 喪服淫行（新日本映像） わいせつステージ 何度もつつこんで（新東宝） 援交性態ルボ 乱れた性欲（オーピー映画） すけべ女医 白衣の尻（新日本映像） OL の性態 年下の男（新日本映像） どスケベ坊主美姉妹いただきます（オーピー映画） 肉屋と義母 ーうばうー（新日本映像） 乱交団地妻 スワップ同窓会（新東宝） 三十二才毛剃妻 唾液の滑り（新日本映像） 朝からねっとり 不倫妻（新東宝） ノーパン家庭教師 痺れ下半身（新日本映像） オフィスラブ すけべな OL（新東宝） 四十路未亡人とネコ ねぶり責め（新日本映像）	
---	--

熊本県告示第 479 号

平成 18 年度 2 等陸士、2 等海士及び 2 等空士として採用する自衛官の募集期間及び応募資格が定められ、かつ、試験期日、試験場並びに連絡先の位置及び名称を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 114 条、第 117 条第 1 項及び第 118 条の規定に基づき告示する。

平成 18 年 4 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 受付期間

(1) 男子

年間を通じ実施する。ただし、平成 19 年 3 月高等学校卒業予定者及び中等教育学校卒業予定者の受付は、文部科学・厚生労働両省から示された期日以降実施する。

(2) 女子

ア 海上自衛隊 8 月採用受付期間は最寄りの自衛隊地方連絡部へ問い合わせること。ただし、平成 19 年 3 月高等学校卒業予定者及び中等教育学校の後期課程修了予定者の受付は、下記の 3・4 月採用受付の対象となる。

イ 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊 3・4 月採用

平成 18 年 8 月 1 日（火）から同年 9 月 8 日（金）まで（締切日必着）。ただし、平成 19 年 3 月高等学校卒業予定者及び中等教育学校の後期課程修了予定者の受付は、文部科学・厚生労働両省から示された期日以降実施する。

2 応募資格

(1) 男子

日本国籍を有し、採用予定月の 1 日現在、18 歳以上 27 歳未満の男子

(2) 女子

日本国籍を有し、採用予定月の 1 日現在、18 歳以上 27 歳未満の女子

3 試験期日

(1) 男子

受付時に指定する。ただし、平成 19 年 3 月高等学校卒業予定者及び中等教育学校卒業予定者のための試験は、原則として、平成 18 年 9 月 16 日（土）以降に実施する。

(2) 女子

ア 海上自衛隊 8 月採用は、最寄りの自衛隊地方連絡部へ問い合わせること。

イ 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊 3・4 月採用は、平成 18 年 9 月 24 日（日）及び 25 日（月）。ただし、地域によっては、筆記試験を除く試験種目の一部について期日を別に指定する場合がある。

4 試験場

受付時又は受験票交付時に指定する。

5 連絡先の位置及び名称

位 置	名 称	電 話 番 号
〒 862-0971 熊本市大江四丁目 2 番 21 号	自衛隊熊本地方連絡部	096-366-1271

〒 862-0971 熊本市大江四丁目 2 番 21 号	熊本分駐所	096-366-1274
〒 862-0954 熊本市神水一丁目 3 番 7 号	熊本募集案内所	096-384-6330
〒 869-0451 宇土市北段原町 70 番地 1	宇城募集案内所	0964-23-2047
〒 865-0064 玉名市中 1908 番地 2	玉名募集事務所	0968-72-4211
〒 861-0501 山鹿市山鹿 417 番地	山鹿募集事務所	0968-43-7457
〒 861-1306 菊池市大琳寺 239 番地	菊池分駐所	0968-24-2772
〒 866-0883 八代市松江町 526 番地 3	八代出張所	0965-33-7001
〒 867-0042 水俣市大園町一丁目 11 番 5 号	水俣募集事務所	0966-63-5863
〒 868-0008 人吉市中青井町 320 番地 13	人吉募集事務所	0966-22-4704
〒 863-0032 天草市太田町 5 番地 13 号	天草駐在員事務所	0969-22-3349
〒 869-2612 阿蘇市一の宮町宮地 4546 番地 3	阿蘇募集事務所	0967-22-4575

熊本県告示第 480 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり公有水面埋立に関する工事のしゅん功を認可した。

平成 18 年 4 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県 代表者 熊本県知事 潮谷義子
- 2 しゅん功認可年月日
平成 18 年 4 月 18 日
熊本県指令港第 1 号
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
熊本県熊本市松尾町上松尾字要江 4413-12、4413-6、4410-11、4410-6 及びこれらの区域に介在する水路地先公有水面
 - (2) 区域
次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑳の地点とを結んだ線により囲まれた区域。

①の地点	岩戸四等三角点（北緯 32 度 49 分 04.084 秒、東経 130 度 37 分 07.547 秒） （以下「基点」という。）から 200 度 34 分 59 秒 2,358.00 メートルの地点
②の地点	①の地点から 41 度 11 分 15 秒 31.93 メートルの地点
③の地点	②の地点から 131 度 11 分 15 秒 4.44 メートルの地点
④の地点	③の地点から 41 度 11 分 15 秒 0.69 メートルの地点
⑤の地点	④の地点から 102 度 22 分 34 秒 0.64 メートルの地点
⑥の地点	⑤の地点から 12 度 10 分 21 秒 5.18 メートルの地点
⑦の地点	⑥の地点から 282 度 35 分 24 秒 1.10 メートルの地点
⑧の地点	⑦の地点から 325 度 16 分 06 秒 12.41 メートルの地点
⑨の地点	⑧の地点から 281 度 53 分 31 秒 21.09 メートルの地点
⑩の地点	⑨の地点から 197 度 10 分 58 秒 4.72 メートルの地点
⑪の地点	⑩の地点から 197 度 10 分 59 秒 2.57 メートルの地点
⑫の地点	⑪の地点から 194 度 26 分 17 秒 3.90 メートルの地点
⑬の地点	⑫の地点から 189 度 59 分 16 秒 4.68 メートルの地点
⑭の地点	⑬の地点から 183 度 54 分 15 秒 4.20 メートルの地点
⑮の地点	⑭の地点から 175 度 22 分 41 秒 1.80 メートルの地点
⑯の地点	⑮の地点から 169 度 11 分 16 秒 3.15 メートルの地点

⑰の地点	⑱の地点から 166 度 44 分 08 秒	2.73 メートルの地点
⑱の地点	⑰の地点から 162 度 03 分 28 秒	3.91 メートルの地点
⑲の地点	⑱の地点から 159 度 49 分 11 秒	8.92 メートルの地点
⑳の地点	⑲の地点から 158 度 33 分 12 秒	1.17 メートルの地点

(3) 面積

768.53 平方メートル

- 4 埋立地の用途
ふ頭用地
- 5 埋立免許年月日及び番号
平成 16 年 10 月 12 日
熊本県指令港第 6 号
- 6 公有水面埋立法第 22 条第 3 項の市町村
熊本市

熊本県告示第 481 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 4 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所リハビリテーション】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
鏡クリニック通所リハビリサービスセンター 八代市鏡町下有佐 449 番地	医療法人熊本愛心会鏡クリニック	平成 18 年 4 月 1 日

公 告

熊本県公告第 330 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 2 項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成 18 年 4 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量（水準未改測路線における水準点成果算出手法調査作業（水準測量））	平成 18 年 2 月 20 日から 平成 18 年 3 月 31 日まで	熊本市、八代市、荒尾市、玉名市、 山鹿市、玉名郡玉東町及び和水町、 鹿本郡植木町、葦北郡芦北町

熊本県公告第 331 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 4 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字入道水 3329 番 1 の一部及び同 3334 番 3 の一部
403.38 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池郡菊陽町大字原水 1144 番地 5
坂本 亮太

熊本県公告第 332 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 18 年 4 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 玉名郡長洲町大字折崎 1513 番 3
- 2 築造者の氏名 吉田 薔
- 3 道路の位置 玉名郡長洲町大字折崎字秋丸 1513 番 7

- 4 道路の幅員 4.00 メートル
- 5 道路の延長 15.00 メートル
- 6 指定年月日 平成 18 年 3 月 7 日
- 7 指定番号 玉名景建第 85 号

熊本県公告第 333 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 18 年 4 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 鹿本郡植木町大字滴水 945 番地
- 2 築造者の氏名 内山幸信
- 3 道路の位置 鹿本郡植木町大字富応字外土井 1338 番 3 及び同 1364 番 1
- 4 道路の幅員 5.00 メートルから 5.03 メートルまで
- 5 道路の延長 76.10 メートル
- 6 指定年月日 平成 18 年 4 月 12 日
- 7 指定番号 鹿本企調第 1 号

熊本県公告第 334 号

熊本市梅洞土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。

平成 18 年 4 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	田 中 博 文	熊本市松尾町上松尾 3738 番地
"	辻 野 米 喜	熊本市松尾町上松尾 4448 番地
"	上 村 幸 人	熊本市松尾町上松尾 4236 番地
"	福 島 弘 行	熊本市松尾町上松尾 4244 番地
"	上 村 年 光	熊本市松尾町上松尾 4209 番地
"	中 川 良 一	熊本市松尾町上松尾 4684 番地 1
"	梅 田 透	熊本市松尾町上松尾 3882 番地
"	小 島 信 也	熊本市松尾町上松尾 3835 番地 2
監事	福 嶋 勝 明	熊本市松尾町上松尾 3685 番地
"	坂 本 忠 義	熊本市松尾町上松尾 4783 番地
就任		
理事	田 中 博 文	熊本市松尾町上松尾 3738 番地
"	中 川 良 一	熊本市松尾町上松尾 4684 番地 1
"	坂 田 憲 昭	熊本市松尾町上松尾 4780 番地
"	上 野 哲 郎	熊本市松尾町上松尾 4308 番地
"	上 野 光 清	熊本市松尾町上松尾 4318 番地
"	坂 本 忠 義	熊本市松尾町上松尾 4783 番地
"	鬼 塚 孝 明	熊本市松尾町上松尾 4914 番地 4
"	藤 本 雪 春	熊本市松尾町上松尾 4241 番地
監事	井 柄 慶 一	熊本市松尾町上松尾 4893 番地 3
"	辻 野 米 喜	熊本市松尾町上松尾 4448 番地

熊本県公告第 335 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 4 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
鹿本郡植木町大字舞尾字花立 545 番 9
428.46 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宮崎県宮崎市新栄町 33 番地
株式会社コスモス薬品

熊本県公告第 336 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成 18 年 4 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 特定役務の名称
委託番号 管委第 1 号
委託名 平成 18 年度県庁舎等清掃業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県総務部管財課管理係
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-333-2090
- 3 契約の相手方を決定した日
平成 18 年 3 月 3 日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社 熊本県弘済会
熊本市榎町 3348 番 3
- 5 契約に係る金額
65,625,000 円（うち消費税及び地方消費税の額 3,125,000 円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
平成 18 年 1 月 16 日

登載依頼**熊本県教育委員会告示第 16 号**

技能教育施設の指定等に関する規則（昭和 37 年文部省令第 8 号）第 4 条及び第 6 条第 1 項の規定により、技能教育施設及び指定技能施設の連携措置に係る科目の指定を、次のとおりとする。

平成 18 年 4 月 13 日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

- 1 指定技能教育施設の名称 水前寺高等学園（熊本市水前寺 6 丁目 1 番 38 号）
- 2 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
ビジネス基礎	ビジネス基礎
情報処理	情報処理
課題研究	課題研究

熊本県公告第 168 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成 18 年 4 月 26 日

熊本県警察本部長 樋 口 眞 人

- 1 特定役務の名称
委託名 熊本県運転免許センター庁舎等清掃業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県警察本部運転免許課施設管理係
菊池郡菊陽町大字辛川 2655
電話番号 096-233-0110 内線 311
- 3 契約の相手方を決定した日
平成 18 年 3 月 8 日
- 4 契約の相手方
大森産業株式会社
熊本市月出一丁目 7 番 13 号
- 5 契約に係る金額
32,529,000 円（うち消費税及び地方消費税の額 1,549,000 円）

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 7 入札公告を行った日
平成 18 年 1 月 25 日
-

熊本県人事委員会公告第 1 号

平成 18 年度熊本県職員採用試験（大学卒業程度）を次のとおり実施する。

平成 18 年 4 月 26 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

1 職種、採用予定人員等

職 種		採用予定 人 員	採 用 後 の 職 務 内 容
行 政		20 人程度	知事部局又は教育委員会等（それぞれの出先機関等を含む。）に勤務し、行政事務に従事します。
警 察 行 政		9 人程度	警察本部（出先機関を含む。）に勤務し、警察事務に従事します。
学 校 事 務		2 人程度	県立学校又は市町村立学校に勤務し、学校事務に従事します。
心 理 判 定 員		1 人程度	知事部局（出先機関を含む。）に勤務し、専門的知識等を必要とする業務に従事します。
土 木	一般土木	6 人程度	
	農業土木	1 人程度	
建 築		4 人程度	知事部局又は警察本部（それぞれの出先機関を含む。）に勤務し、専門的知識等を必要とする業務に従事します。
化 学		2 人程度	知事部局（出先機関を含む。）に勤務し、専門的知識等を必要とする業務に従事します。
農 学		7 人程度	
林 学		1 人程度	
畜 産		2 人程度	
水 産		1 人程度	
管 理 栄 養 士		1 人程度	
保 健 師		2 人程度	
薬 剤 師		2 人程度	

※ 採用予定人員は、今後、変更になることがあります。

2 受験資格

以下①②のいずれかに該当する者

- ① 昭和 52 年 4 月 2 日から昭和 60 年 4 月 1 日までに生まれた者
- ② 昭和 60 年 4 月 2 日以降に生まれた者で学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業又は平成 19 年 3 月末までに卒業見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）

※ 「心理判定員」については、上記のほか、学校教育法による大学（短期大学を除く。）において心理学を専攻し卒業した者（卒業見込みを含む。ただし、教養課程のみの心理学履修者は除く。）

ただし、次のいずれかに該当する方は、受験できません。

- ・ 日本国籍を有しない者（管理栄養士及び保健師を除く。）
- ・ 成年被後見人又は被保佐人（民法改正の経過措置としての準禁治産者を含む。）
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日程等

試験	日 時	試験地	試験会場	合格発表
第1次試験	平成18年 6月25日(日) 9:00(着席) 15:05(終了予定) ※ 遅刻者は、10:00までに試験室に入室しないと受験できません。	熊本市 東京都	(熊本市) 熊本学園大学 (東京都) 都道府県会館	第1次試験の合格発表は7月4日の予定です。 県庁行政棟本館1階ロビー、県内各地域振興局、熊本県東京事務所、同大阪事務所、同福岡事務所に合格者の受験番号を掲示し、合格者には文書で通知します。 (合格通知書が発表日から5日経過しても到着しないときは、至急、人事委員会事務局総務課任用係に問い合わせてください。
第2次試験	平成18年 7月16日(日)	熊本市	試験会場は、第1次試験合格者に文書で通知します。	第2次試験の合格発表は8月上旬の予定です。 県庁行政棟本館1階ロビー、県内各地域振興局、熊本県東京事務所、同大阪事務所、同福岡事務所に合格者の受験番号を掲示し、合格にかかわらず第2次試験受験者全員に文書で通知します。
面接試験	平成18年 7月24日(月)～7月30日(日)のうち指定する1日 ※ 日時は、第1次試験合格者に文書で通知します。			

※ 第1次試験については、申込みの際に都合のよい試験地を選択してください。

※ 「行政」については、点字による受験もできます。点字受験を希望する方は、試験地及び試験時間が一部異なりますので、申込みの際に必ず人事委員会事務局総務課任用係まで問い合わせてください。

※ 拡大印刷問題による受験を希望する方（視覚障害による身体障害者手帳の交付を受けている方に限ります。）、聴覚に障害のある方、車椅子を使用する方は、申込みの際に必ず人事委員会事務局総務課任用係まで連絡してください。

※ 合格者の受験番号は熊本県のホームページにも掲載します。

<<http://www.pref.kumamoto.jp/>>

4 試験の方法、配点等

試験の程度は、大学卒業程度で行います。

第 1 次試験（満点 2 2 0 点）

試験の種類(配点)	試験の内容等	解答時間
教養試験 (100点)	公務員として必要な一般的知識及び能力等について択一式による筆記試験を行います。[出題数50題]	2時間30分
専門試験 (120点)	専門的知識及び能力等について択一式による筆記試験を行います。[出題数40題]	2時間
資格加点	「行政」の受験者で、一定水準以上の英語資格を有する方については、第1次試験において10点を加点します。*注1	

*注1 資格加点の対象となる方は、次の英語資格を有する方です（ただし、平成16年5月16日以降に取得したものに限ります。）。

実用英語技能検定	1級及び準1級
TOEIC	スコア730点以上
TOEFL	スコア550点（CBT213点）以上
国際連合公用語英語検定	特A級及びA級

該当する方は、受験申込書に必要事項を記入してください。

また、受験申込書に合格証書あるいはスコアレポートの写し1部を添付してください。

なお、第1次試験当日に合格証書あるいはスコアレポートの原本を持参してください。教養試験開始時に原本により、資格の確認を行います（確認ができない場合は、加点しません。）。

第2次試験（満点150点①又は300点②）*注2

試験の種類(配点)	試験の内容等	解答時間
専門試験 (50点) *注3	専門的知識及び能力等について記述式による筆記試験（専門的課題）を行います。	1時間30分
論文試験 (50点)	公務員として必要な文章による表現力及び論理性などについて記述式による筆記試験（一般的課題）を行います。	1時間30分
面接試験 (100点①) (200点②) *注4	個別面接、集団面接及び集団討論による口述試験を行います。 なお、面接試験の参考とするために、適性検査を行います。	

*注2・4 ① 「心理判定員」、「管理栄養士」、「保健師」及び「薬剤師」の職種

② ①以外の職種

*注3 「心理判定員」、「管理栄養士」、「保健師」及び「薬剤師」については、専門記述試験は課しません。

第1次試験及び第2次試験においては、試験の種類ごとに次の合格基準があり、1つでも基準を満たさない場合は、総合得点の如何にかかわらず不合格となります。

<合格基準>

面接試験以外の試験：平均点又は配点の4割の点のいずれか低い点

面接試験：配点の5割の点

※ 受験申込書記載事項の受験資格の真否等を確認するため、調査を行うことがあります。

※ 第1次試験に係る例題及び第2次試験に係る平成17年度の問題・課題については、熊本県のホームページに掲載しています。

<<http://www.pref.kumamoto.jp/>>

5 受験手続等

次のうちいずれかの方法で申し込んでください。

なお、受験申込書の受付後における職種や試験地等の変更は認められませんので、誤りのないよう注意してください。

(1) 持参又は郵送で申し込む場合

申 込 手 続	申 込 先	熊本県人事委員会事務局総務課任用係 〒862-8570 熊本市水前寺6丁目18番1号 電話 096-333-2733
	申 込 方 法	申込書（申込書記入要領により必要事項を記入のうえ、所定の箇所に50円切手と写真をはってください。）を上記の申込先に郵送又は持参してください。 郵送する場合は、必ず配達記録郵便にし、封筒の表に「大卒申込」と朱書してください。また、封筒の裏には住所・氏名を必ず書いてください。
	受 付 期 間	平成18年5月15日(月)～5月26日(金) 郵 送：平成18年5月26日までの消印のあるものに限り受け付けます。 持 参：受付時間 8：30～17：00 土曜日及び日曜日は、受け付けできませんのでご了承ください。
受験票の交付		受付期間終了後、郵送します。6月15日までに届かないときは、至急、人事委員会事務局総務課任用係まで問い合わせてください。なお、受験票を紛失した場合は、必ず人事委員会事務局総務課任用係(☎096-333-2733)へ早めに連絡してください。

(2) インターネットで申し込む場合

申 込 手 続	申 込 方 法	まず、熊本県ホームページの「くまもと電子申請窓口」（よろず申請本舗）にアクセスし、パソコンの環境設定と利用者登録（利用者ID・パスワードの取得）を行ってください（この手続きは受付期間前でも行うことができます。なお、利用者IDは、電子メールにて即日発行されますが、仮パスワードは郵送にて発行しますので、利用者登録には3日程度かかることになります。利用者登録はできる限り受付期間前に済ませておいてください。）。 受付期間になったら、「よろず申請本舗」の「申請はこちら」から「県職員採用試験 受験申込（大学卒業程度）」を選択し、申込データの入力・送信を行ってください。 申込データの到達から土曜・日曜を除いて2日以内に受付メールが送信されます。もし、2日を過ぎてもメールが送信されない場合は、直ちに熊本県人事委員会事務局総務課任用係(☎096-333-2733)に連絡してください。 また、システムの操作や利用者登録、その他手続きに関するお問い合わせについては、熊本県電子自治体コールセンター(☎096-334-1592)にご連絡ください。
	受 付 期 間	平成18年5月15日(月) 8：30～5月19日(金) 17：00 上記期間のうち、5月16日～5月18日については24時間いつでも受け付けます。 なお、申込書持参・郵送で申し込む場合とは受付期間が異なりますので注意してください。
受験票・写真票の作成		受験票及び写真票は、次の方法により作成し、どちらも試験当日に必ず持参してください。 ①「よろず申請本舗」の「申請はこちら」から「熊本県」、「申請状況照会」の順にアクセスし、今回申請した「職員採用試験」の申請書を選択。「申請データ(情報)状況詳細」画面が表示されますので、自治体側作成文書の中の「公文書」をクリックし、受験票及び写真票の様式をダウンロード（保存）してプリンタで印刷する。 ②写真票には、所定の箇所に写真（申込み前3か月以内に写したもので、上半身、脱帽、正面向きで本人と確認できるもの。サイズは縦4cm、横3cm程度で、裏面には氏名と生年月日を必ず記入すること。）をはること。 なお、写真票に写真がはっていない場合、受験を認めないので注意すること。

※ この申込みには「熊本県電子申請受付システム（よろず申請本舗）」を利用しますが、ご利用のインターネット環境によってはこのシステムを利用できないことがありますので、詳しくは熊本県のホームページ（<http://www.pref.kumamoto.jp/>）の「くまもと電子申請窓口（よろず申請本舗）」から電子申請のページにアクセスして確認してください。また、受験票及び写真票を作成するためのプリンタがない場合は、インターネットでの申込みは行わないでください。

※ 申込みは受付期間中に正常に到達したものを受け付けます。予期せぬ機器停止や通信障害などによるトラブルについては、責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

6 合格から採用まで

- (1) 第 2 次試験の合格者は、試験職種に応じて採用候補者名簿に登載されます。各任命権者（知事、教育委員会、警察本部長）は、この採用候補者名簿に登載されている方の中から面接等を実施し、最終的な採用者を決定します。

この採用候補者名簿の有効期間は、登載の日から平成 19 年 12 月 31 日までです。

なお、この採用候補者名簿は、主として平成 19 年 4 月の採用に対応するものですが、既卒者については、各任命権者により、それ以前に採用されることもあります。

また、採用にあたっては、人事委員会が実施する第 2 次試験終了後、各任命権者が採用候補者への面接を実施したうえで決定します。したがって、人事委員会が実施した試験に合格したら必ず採用されるということではありません。

- (2) 「管理栄養士」については管理栄養士の資格を、「保健師」については保健師の資格を、「薬剤師」については薬剤師の資格を、それぞれ採用時まで取得していないと、任命権者において採用されません（平成 19 年春季の国家試験で資格取得見込みの方は、合格後の採用となります。）。
- (3) 「心理判定員」については、採用時まで大学を卒業していないと、任命権者において採用されません。
- (4) 初任給は、新規卒者の場合、月額 170,200 円（管理栄養士、保健師及び薬剤師を除く。）です。管理栄養士及び薬剤師の場合、月額 176,100 円、保健師の場合、月額 198,800 円です。また、条例等の定めにより、扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給され、更に、期末手当等が支給されます。（平成 18 年 4 月 1 日現在）

7 試験結果の開示について

この採用試験の結果については、熊本県個人情報保護条例第 22 条第 1 項の規定に基づき、口頭で開示を請求することができます。受験者本人が受験票、可否通知書又は本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証、旅券等）を持参のうえ、午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間に直接開示場所へおいでください。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律により休日とされる日は受け付けできません。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんのでご注意ください。

試 験	開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
第 1 次試験	第 1 次試験受験者	試験種目別得点 総合得点	合格発表の日から 1 か月間	人事委員会事務局総務課 （県庁行政棟本館 3 階）
第 2 次試験	第 2 次試験受験者	総合順位		

熊本県人事委員会公告第 2 号

平成 18 年度熊本県警察官採用試験（警察官 A）及び警察官採用共同試験（警察官 A）を次のとおり実施する。

平成 18 年 4 月 26 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

1 区分、採用予定人員等

職 種	区 分	採用予定人員	採 用 後 の 職 務 内 容
警察官 A	男 性	1 1 4 人程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の指導及び取締り、その他公共の安全と秩序の維持にあたります。 また、武道指導については、上記に加え、将来、柔道又は剣道の訓練に係る指導にあたる可能性があります。
	女 性	4 人程度	
	武道指導	2 人程度	

※ 採用予定人員は、今後、変更になることがあります。

2 受験資格

職 種	区 分	年 齢 等	学 歴	その他
警察官 A	男 性	昭和49年 4 月 2 日以降に生まれた男性	学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業又は平成19年 3 月末までに卒業見込みの者 人事委員会が上記に該当する者と同等以上であると認める者（注 1）	
	女 性	昭和49年 4 月 2 日以降に生まれた女性		
	武道指導	昭和49年 4 月 2 日以降に生まれた者		柔道又は剣道の 3 段以上の段位を取得している者（注 2）

ただし、次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- ・ 日本国籍を有しない者
- ・ 成年被後見人又は被保佐人（民法改正の経過措置としての準禁治産者を含む。）
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 熊本県職員（警察官を含む。）として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注 1）「人事委員会が上記に該当する者と同等以上であると認める者」の例

- ・ 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者又は平成 19 年 3 月までに修了見込みの者
- ・ 防衛大学校、海上保安大学校等を卒業した者又は平成 19 年 3 月までに卒業見込みの者
- ・ 独立行政法人大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者又は平成 19 年 3 月までに授与される見込みの者

＜詳細は人事委員会事務局に問い合わせてください。＞

（注 2）段位については、柔道は（財）講道館から、剣道は（財）全日本剣道連盟から授与されたものに限ります。

3 試験の日程等

試 験	日 時	試験地	試験会場	合格発表
第1次試験	平成18年7月9日(日) 着席 9:00 終了予定 「男性」「女性」 14:40 「武道指導」 17:30 ※ 遅刻者は、10:00までに試験室に入室しないと受験できません。	熊本市 東京都 ※武道指導は熊本市のみ	「男性」「女性」 (熊本市) 熊本学園大学 (東京都) 都道府県会館 「武道指導」 熊本県警察学校	第1次試験の合格発表は7月14日の予定です。 県庁行政棟本館1階ロビー、県庁警察棟1階ロビー、県内各警察署、熊本県東京事務所、同大阪事務所、同福岡事務所に合格者の受験番号を掲示し、合格者には文書で通知します。 合格通知書が発表日から5日経過しても到着しないときは、至急、人事委員会事務局総務課任用係に問い合わせてください。
第2次試験	体力試験 平成18年8月5日(土)～8月6日(日) 面接試験 平成18年8月12日(土)～8月18日(金)のうち指定する1日 ※ 日時は第1次試験合格者に通知します。	熊本市	試験会場は、第1次試験合格者に文書で通知します。	第2次試験の合格発表は8月下旬の予定です。 県庁行政棟本館1階ロビー、県庁警察棟1階ロビー、県内各警察署、熊本県東京事務所、同大阪事務所、同福岡事務所に合格者の受験番号を掲示し、合格者にかかわらず第2次試験受験者全員に文書で通知します。

※ 「男性」「女性」の第1次試験については、申込みの際に都合のよい試験地を選択してください。ただし、「武道指導」については、熊本会場（熊本県警察学校）のみとします。

※ 合格者の受験番号は熊本県のホームページにも掲載します。 <<http://www.pref.kumamoto.jp/>>

4 試験の方法、配点等

試験の程度は、大学卒業程度で行います。

第 1 次試験（満点 1 0 0 点）

試験の種類(配点)	試験の内容等	解答時間
教養試験 (100点①) (50点②) *注1	警察官として必要な一般的知識及び能力等について択一式による筆記試験を行います。 出題数 : 50題 出題分野 : 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理・資料解釈 等	2 時間30分
実技試験 (50点②) *注2	武道指導者の候補者として必要な柔道又は剣道の技術の習熟度と技量等について実技試験（基本及び試合形式）を行います。	
資格加点	「男性」及び「女性」の受験者で、一定水準以上の語学資格を有する方については、第 1 次試験において10点を加点します。*注3	

※ 論文試験は、第 1 次試験日に実施しますが、採点・評価は第 2 次試験で行います。また、第 1 次試験日に論文試験を受験しなかった場合は、第 1 次試験は不合格となります。

*注1 ①「男性」及び「女性」区分

②「武道指導」区分

*注2 実技試験は「武道指導」区分のみ実施します。

*注3 資格加点の対象となる方は、次の語学資格を有する方です（ただし、平成16年5月16日以降に取得したものに限ります。）。

英語	実用英語技能検定	1 級及び準 1 級
	TOE I C	スコア730点以上
	TOE F L	スコア550点（C B T 213点）以上
	国際連合公用語英語検定	特 A 級及び A 級
中国語	中国語検定試験	1 級、2 級及び準 2 級
	中国語コミュニケーション能力検定	スコア550点以上
	漢語水平考試	11級、10級、9 級、8 級、7 級及び6 級
韓国語	韓国語能力試験	6 級、5 級及び4 級
朝鮮語	「ハングル」能力検定試験	1 級、準 1 級、2 級及び準 2 級

該当する方は、受験申込書に必要事項を記入してください。

また、申込み際に合格証書あるいはスコアレポートの写し1部を添付してください。

なお、第 1 次試験当日に合格証書あるいはスコアレポートの原本を持参してください。教養試験の開始時に原本により、資格の確認を行います（確認ができない場合は、加点しません。）。

第 2 次試験（満点 1 5 0 点）

試験の種類(配点)	試験の内容等	解答時間
論文試験 (50点)	警察官として必要な文章による表現力及び論理性などについて、記述式による筆記試験を行います。	1 時間30分
身体検査	警察官として必要な身体状況について検査を行います。 医療機関で受診し、交付された身体検査書を提出していただきます。 検査項目：身長、体重等の測定、胸部疾患、性病（血液検査）等の感染性の疾患の有無及び肝臓、腎臓等の機能	
体力試験	警察官として職務遂行上必要な体力について試験を行います。 種目：握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、20mシャトルラン、立ち幅跳び、腕立て伏せ	
面接試験 (100点)	個別面接及び集団討論による口述試験を行います。 なお、面接試験の参考とするために、適性検査を行います。	

第 1 次試験及び第 2 次試験においては、試験の種類ごとに次の合格基準があり、1 つでも基準を満たさない場合は、総合得点の如何にかかわらず不合格となります。

①教養試験の合格基準

「男性」「女性」：平均点又は配点の 4 割の点のいずれか低い点

「武道指導」：平均点又は配点の 2 割 5 分の点のいずれか低い点

②実技試験の合格基準

配点の 6 割の点

③論文試験の合格基準

平均点又は配点の 4 割の点のいずれか低い点

④身体検査の合格基準

検査項目	男 性	女 性
身 長	おおむね 160cm 以上であること	おおむね 155cm 以上であること
体 重	おおむね 47kg 以上であること	おおむね 45kg 以上であること
胸 囲	おおむね 78cm 以上であること	
視 力	両眼とも裸眼視力が 0.6 以上であること又は矯正視力が 1.0 以上であること	
色 覚	正常であること	
聴 力	正常であること	
その他	身体に職務遂行上の支障がないこと	

⑤体力試験の合格基準

次のア～エのいずれかに該当する場合は不合格となります。

ア 下表の 4 種目で基準を満たさない場合

イ 握力、上体起こし、腕立て伏せの全ての種目で基準を満たさない場合

ウ 反復横跳び、20m シャトルラン、立ち幅跳びの全ての種目で基準を満たさない場合

エ 長座体前屈、反復横跳び、立ち幅跳びの全ての種目で基準を満たさない場合

種 目	男 性	女 性
握 力	左右平均 45kg 以上	左右平均 29kg 以上
上体起こし	30 秒間に 26 回以上	30 秒間に 18 回以上
長座体前屈	44cm 以上	45cm 以上
反復横跳び	20 秒間に 53 回以上	20 秒間に 43 回以上
20m シャトルラン	64 回以上	35 回以上
立ち幅跳び	225cm 以上	165cm 以上
腕立て伏せ	25 回以上	15 回以上

⑥面接試験の合格基準

配点の 5 割の点

※ 受験申込書記載事項の受験資格の真否等を確認するため、調査を行うことがあります。

※ 第 1 次試験に係る例題及び第 2 次試験に係る平成 17 年度の問題・課題については、熊本県のホームページに掲載しています。 <<http://www.pref.kumamoto.jp/>>

5 受験手続等

次のうちいずれかの方法で申し込んでください。

なお、受験申込書の受付後における区分や試験地等の変更は認められませんので、誤りのないよう注意してください。

(1) 持参又は郵送で申し込む場合

申込手続	申込先	郵 送 熊本県警察本部警務部警務課採用係 〒862-8610 熊本市水前寺 6 丁目 18 番 1 号 持 参 熊本県警察本部警務部警務課採用係（県庁警察棟 3 階）及び県内の各警察署
	申込方法	申込書（申込書記入要領により必要事項を記入のうえ、所定の箇所に 50 円切手と写真をはってください。）を上記の申込先に郵送又は持参してください。 郵送する場合は、必ず配達記録郵便にし、封筒の表に「警察官 A 申込」と朱書してください。また、封筒の裏には住所・氏名を必ず書いてください。
	受付期間	平成 18 年 5 月 15 日（月）～ 5 月 26 日（金） 郵 送 平成 18 年 5 月 26 日までの消印のあるものに限り受け付けます。 持 参 受付時間 8：30～17：00 土曜日及び日曜日は、受け付けできませんのでご了承ください。
受験票の交付		受付期間終了後、郵送します。6 月 15 日までに届かないときは、至急、人事委員会事務局総務課任用係まで問い合わせてください。なお、受験票を紛失した場合は、必ず人事委員会事務局総務課任用係（TEL096-333-2733）へ連絡してください。

(2) インターネットで申し込む場合

申込手続	申込方法	まず、熊本県ホームページの「くまもと電子申請窓口」（よろず申請本舗）にアクセスし、パソコンの環境設定と利用者登録（利用者 ID・パスワードの取得）を行ってください（この手続きは受付期間前でも行うことができます。なお、利用者 ID は、電子メールにて即日発行されますが、仮パスワードは郵送にて発行しますので、利用者登録には 3 日程度かかることになります。利用者登録はできる限り受付期間前に済ませておいてください。）。 受付期間になったら、「よろず申請本舗」の「申請はこちら」から「警察官採用試験受験申込（警察官 A）」を選択し、申込データの入力・送信を行ってください。 申込データの到達から土曜・日曜を除いて 2 日以内に受付メールが送信されます。もし、2 日を過ぎてもメールが送信されない場合は、直ちに熊本県警察本部警務部警務課採用係（TEL096-381-0110（内線 2643））に連絡してください。 また、システムの操作や利用者登録、その他手続きに関するお問い合わせについては、熊本県電子自治体コールセンター（TEL096-334-1592）にご連絡ください。
	受付期間	平成 18 年 5 月 15 日（月）8：30～5 月 19 日（金）17：00 上記期間のうち、5 月 16 日～5 月 18 日については 24 時間いつでも受け付けます。 なお、申込書持参・郵送で申し込む場合とは受付期間が異なりますので注意してください。
受験票・写真票の作成		受験票及び写真票は、次の方法により作成し、どちらも試験当日に必ず持参してください。 ① 「よろず申請本舗」の「申請はこちら」から「熊本県」、「申請状況照会」の順にアクセスし、今回申請した「警察官採用試験」の申請書を選択。「申請データ（情報）状況詳細」画面が表示されますので、自治体側作成文書の中の「公文書」をクリックし、受験票及び写真票の様式をダウンロード（保存）してプリンタで印刷する。 ② 写真票には、所定の箇所に写真（申込み前 3 か月以内に写したもので、上半身、脱帽、正面向きで本人と確認できるもの。サイズは縦 4 cm、横 3 cm 程度で、裏面には氏名と生年月日を必ず記入すること。）をはる。 なお、写真票に写真がはっていない場合、受験を認めないので注意すること。

※ この申込みには「熊本県電子申請受付システム（よろず申請本舗）」を利用しますが、ご利用のインターネット環境によってはこのシステムを利用できないことがありますので、詳しくは熊本県のホームページ（<http://www.pref.kumamoto.jp/>）の「くまもと電子申請窓口（よろず申請本舗）」から電子申請のページにアクセスして確認してください。また、受験票及び写真票を作成するためのプリンタがない場合は、インターネットでの申込みは行わないでください。

※ 申込みは受付期間中に正常に到達したものを受け付けます。予期せぬ機器停止や通信障害などによるトラブルについては、責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

6 合格から採用まで

- (1) 第2次試験の合格者は、採用候補者名簿に登載されます。任命権者（警察本部長）は、この採用候補者名簿に登載されている方の中から面接等を実施し、最終的な採用者を決定します（採用にあたっては、人事委員会が実施する第2次試験終了後、任命権者が採用候補者への面接を実施したうえで決定します。したがって、人事委員会が実施した試験に合格したら必ず採用されるということではありません。）。
この採用候補者名簿の有効期間は、登載の日から平成19年12月31日までです。
採用予定時期は、平成18年10月（既卒者のみ）又は平成19年4月となります。
なお、平成19年3月末までに大学等を卒業できない方については、任命権者は採用しません。
- (2) 採用が決定した方は、巡査に任命され警察学校に入校し、6か月間の初任教養の課程を終えたのち勤務につきます。
- (3) 熊本県の場合、初任給は、新規学卒者で月額190,100円です。また、条例等の定めにより、通勤手当等が支給され、更に、期末手当等が支給されます。（平成18年4月現在）
このほか、制服その他所要の被服等が貸与されます。

7 警察官採用共同試験について

「男性」区分（熊本会場の受験者のみ）については、警察官採用共同試験を実施します。

警察官採用共同試験は、熊本県、千葉県、東京都（警視庁）、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県が、第 1 次試験を共同で実施するものです。志望する都府県を選択することにより、志望した都府県の第 1 次試験を同時に受験したものととして取扱います。

志望先は、この 9 都府県の中から 3 つまで選択することができますので、受験申込書に志望順に記入してください（必ずしも 3 つを全て選択する必要はなく、第 1 志望のみ又は第 1・2 志望のみでも構いません。）。

ただし、熊本県を志望する場合は、必ず第 1 志望としてください（第 2 志望、第 3 志望とすることはできません。）。

また、いずれかの都府県で第 1 次試験に合格した場合、他の都府県の第 2 次試験は受験できません。

なお、「男性」東京会場、「女性」、「武道指導」については、共同試験は実施しません。

（1）採用予定人員

千葉県	東京都 (警視庁)	愛知県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	福岡県
26 人程度（8 都府県計）							

（2）受験資格

年齢等		学 歴
都府県		学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業又は平成19年3月末までに卒業見込みの者 人事委員会が上記に該当する方と同等以上であると認める者（都府県で異なる場合がありますので、詳細は各都府県に問い合わせてください。）
千葉県	昭和51年4月2日以降に生まれた男性	
東京都 (警視庁)	昭和51年7月11日から昭和60年4月1日までに生まれた男性	
愛知県	昭和51年4月2日以降に生まれた男性	
滋賀県	昭和51年4月2日以降に生まれた男性	
京都府	昭和52年4月2日以降に生まれた男性	
大阪府	昭和51年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた男性	
兵庫県	昭和51年4月2日以降に生まれた男性	
福岡県	昭和51年4月2日以降に生まれた男性	
ただし、次のいずれかに該当する者は、受験できません。		
・ 日本国籍を有しない者 ・ 成年被後見人又は被保佐人（民法改正の経過措置としての準禁治産者を含む。） ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・ 志望しようとする当該都府県職員（警察官を含む。）として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者		

(3) 身体基準

身長	体重	胸囲	視力	色覚	その他
おおむね160 cm以上	おおむね47 kg以上	おおむね78 cm以上	両眼とも裸眼視力 が0.6以上であ ること又は矯正視 力が1.0以上で あること	正常である こと	職務遂行に支障のない身 体的状態であること

※ 身体基準については、上記のような基準がありますが、各都府県で多少の違いがあります。詳細は、各都府県に確認してください。

(4) 試験日程

試験	試験日	合格発表
第1次試験	平成18年7月9日(日)	8月中旬から9月上旬頃(予定) ※各都府県で異なります。
第2次試験	平成18年9月中旬頃(予定) ※ 試験の詳細については、各都府県から第1次試験合格者に対し、通知があります。	※各都府県に確認してください。

(5) 問い合わせ先

千葉県	千葉県人事委員会事務局	043-231-5801
東京都 (警視庁)	警視庁採用センター	0120-314-372
愛知県	愛知県警察本部警務課採用係	052-961-1479
滋賀県	滋賀県警察本部警務課採用係	0120-204-314
京都府	京都府警察本部警務課採用係	0120-555-314
大阪府	大阪府警察官採用センター	0120-370-314
兵庫県	兵庫県警察本部警務課採用係	0120-145-314
福岡県	福岡県警察本部警務課採用センター	092-622-0700

8 試験結果の開示について

この採用試験の結果については、熊本県個人情報保護条例第22条第1項の規定に基づき、口頭で開示を請求することができます。受験者本人が受験票、合否通知書又は本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証、旅券等）を持参のうえ、午前8時30分から午後5時までの間に直接開示場所へおいください。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律により休日とされる日は受け付けできません。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんのでご注意ください。

試 験	開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	熊本県を志望した第1次試験受験者 (ただし、第1次試験不合格者で、第2、第3志望がある方は除きます。)	試験種目別得点 総合得点 総合順位	合格発表の日から 1 か月間	人事委員会事務局総務課 (県庁行政棟本館3階)
第2次試験	第2次試験受験者			

熊本県教育委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 4 月 26 日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

熊本県教育委員会規則第 10 号

熊本県教育委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則
熊本県教育委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則（平成 13 年熊本県教育委員会規則第 23 号）の一部を次のように改正する。

別記第 13 号様式中「不服申立てに係る」を「条例第 21 条第 1 号に係る」に、
「
年 月 日付けで（不服申立てのありました）行政
（全部）
文書について、次のとおりその（一部）を開示することとしましたので、熊本県情
報公開条例第 21 条において準用する同条例第 15 条第 3 項の規定により通知します。」
「
年 月 日付けで不服申立てのありました行政文書について、次の
（全部）
とおりその（一部）を開示することとしましたので、熊本県情報公開条例第 21 条に
おいて準用する同条例第 15 条第 3 項後段の規定により通知します。に、
なお、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知っ
た日の翌日から起算して 6 か月以内に熊本県を被告として（熊本県教育委員会が被
告の代表者となります。）提起することができます。
「電話番号」を「電話番号（ ）－」に改め、同様式の次に次の 1
様式を加える。

別記第 1 3 号の 2 様式（第 1 2 条関係）

条例第 2 1 条第 2 号に係る行政文書の開示通知書

第 年 月 号 日

様

熊本県教育委員会 印

年 月 日付けで開示に反対する意思の表示のありました行政文書について、次のとおりその

全部
一部

を開示することとしましたので、熊本県情報公開条例第 2 1 条において準用する同条例第 1 5 条第 3 項後段の規定により通知します。

なお、この通知に係る開示決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に熊本県教育委員会に対して異議申立てをすることができますが、開示を実施する日の前日までに異議申立てがないときは、開示されることとなりますので御承知ください。

また、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に熊本県を被告として（熊本県教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

開示請求に係る行政文書の名称	
開示決定をした行政文書に記録されているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示決定の表示	年 月 日付け熊本県教育委員会指令 第 号
開示を実施する日	年 月 日
開示しないこととした部分	
担当課等	（電話番号 （ ） — （内線） ）
備考	

（日本工業規格 A 4）

附 則
この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県選挙管理委員会告示第 14 号

熊本県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。
平成 18 年 4 月 26 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

熊本県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程
熊本県選挙管理委員会規程（昭和 51 年熊本県選挙管理委員会告示第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 2 項中「市町村総室次長」を「市町村総室副総室長」に改める。

附 則
この規程は、告示の日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 4 月 26 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第 26 号

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和 32 年熊本県人事委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の（その 2）公安職給料表初任給基準表の備考第 2 項中「額」を「号給」に改める。

別表第 2 の（その 6）医療職給料表（3）初任給基準表の備考第 1 項中「2 級 5 号給」を「2 級 15 号給」に、「2 級 4 号給」を「2 級 9 号給」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行し、改正後の熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

熊本県職員等の給料月額調整額の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 18 年 4 月 26 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第 27 号

熊本県職員等の給料月額調整額の調整額に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員等の給料月額調整額の調整額に関する規則（昭和 32 年熊本県人事委員会規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「健康福祉部業務課」を「健康福祉部業務衛生課」に改める。

別表第 2 中「（小型船舶操縦士の免許資格については、総トン数 5 トン以上の船舶を操縦できるものに限る。）」を削り、「有する職員」の次に「（所長を除く。）」を加える。

- 附 則
- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第 2 の改正規定は平成 18 年 5 月 1 日から施行する。
 - 2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の熊本県職員等の給料月額調整額の調整額に関する規則の規定は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

熊本県職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係人事委員会規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成 18 年 4 月 26 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第 28 号

熊本県職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係人事委員会規則の整理に関する規則
（熊本県職員等の育児休業等に関する規則の一部改正）

第 1 条 熊本県職員等の育児休業等に関する規則（平成 11 年熊本県人事委員会規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「、勤勉手当及び期末特別手当」を「及び勤勉手当」に改める。
（熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部改正）

第 2 条 熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成 15 年熊本県人事委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「、勤勉手当及び期末特別手当」を「及び勤勉手当」に改める。

（熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部改正）

第 3 条 熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する規則（平成 15 年熊本県人事委員会

規則第 7 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条中「、勤勉手当及び期末特別手当」を「及び勤勉手当」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

熊本県人事委員会訓令第 2 号

事 務 局

熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 18 年 4 月 26 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

熊本県人事委員会事務局処務規程（昭和 58 年熊本県人事委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 5 の項第 8 号中「、勤勉手当及び期末特別手当」を「及び勤勉手当」に改める。

附 則

この訓令は、平成 18 年 4 月 26 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

正 誤

平成 18 年 4 月 12 日熊本県告示第 436 号（保安林の指定の解除の予定）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
1	34	407-4（次の図に示す部分に限る。）	407-4

1 ページ 36 行の次に、次の 1 行を追加する。

（「次の図は、省略し、その図面を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに五木村役場に備え置いて縦覧に供する。）